

# 令和元年度

## 藤崎町指定介護サービス事業者等集団指導

認知症対応型共同生活介護事業者  
認知症対応型通所介護事業者  
地域密着型通所介護事業者  
居宅介護支援事業者

令和2年3月26日（木） 午後2時から  
藤崎町役場3階「大会議室」

### 【指導等内容】

- 1 指定介護サービス事業所の指定更新について
- 2 実地指導について
- 3 ケアプラン点検について
- 4 介護サービスの提供における不適正事例等について
- 5 入退院調整ルールの修正点について
- 6 ケアマネジメントの基本方針等について
- 7 高齢者虐待防止について
- 8 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について
- 9 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について
- 10 弘前圏域権利擁護支援センターについて

### 【参考資料】 昨年度から大きな変更がないため、要点をまとめた事項

- 11 外部評価の隔年実施について
- 12 事故発生時の報告について
- 13 住所地特例について
- 14 地域密着型サービスの利用と認知症対応型共同生活介護施設への入居について
- 15 短期入所生活介護サービスの長期利用について
- 16 高齢者虐待防止（身体拘束）について
- 17 介護支援専門員の資格について

藤崎町福祉課介護保険係

# 1 指定介護サービス事業所の指定更新について

各事業所においては、指定を受けた日から6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。

## ○ 指定更新手続きについて

指定有効期間満了日の約2カ月前に、町より通知文書を送付しますので、指定された期限までに必要な申請書類等を提出してください。町では提出された申請書類等に基づき審査し、指定更新の決定等を行います。

## ○ 各事業所における指定有効期間満了日について

**太字の事業所は令和2年度に期間満了を迎えるため、更新手続きが必要です。**

	事業所名	指定有効期間満了日
地域密着型サービス事業所	<b>グループホームすごう</b>	<b>令和2年10月29日</b>
	デイサービステレサ苑	令和3年 5月31日
	グループホームメープルの里ときわ	令和3年 8月13日
	サポートセンターいきいき武さん家	令和3年12月31日
	グループホームさんふじ	令和4年12月 6日
	グループホームえびす	令和5年 6月26日
	グループホームテレサ苑	令和5年10月30日
	グループホームいこい	令和6年 2月 8日
居宅介護支援事業所	<b>老人保健施設明生園</b>	<b>令和2年 6月30日</b>
	<b>居宅介護支援事業所えびす</b>	<b>令和3年 3月13日</b>
	居宅介護支援事業所テレサ苑（休止中）	令和3年 3月17日
	居宅介護支援センター「フィール・ライフ」	令和4年10月31日
	藤崎町社協ケアプランセンター	令和5年 6月30日
	ケアステーションふれあい藤崎	令和6年 2月27日
	ケアプランセンターメープルの里	令和7年 7月31日
	居宅介護支援事業さんふじ	令和8年 3月31日
	在宅介護支援センターあずさ	令和8年 3月31日
	藤崎町地域包括支援センター	令和4年 3月31日

## ○ 他市町村から指定を受けている場合について

他市町村から指定を受けている場合は、それぞれの市町村に対して指定更新の手続きをする必要があります。その際、それぞれの市町村によって必要な申請書類等が一部異なる場合がありますのでご注意ください。

## 2 実地指導について

藤崎町地域密着型サービス事業者等指導要綱等に基づき、各事業所に対して、指定有効期間6年の間に1回以上実地指導を実施します。

事業所へは実施日の2カ月前頃に通知し、事前調書を提出していただき、当日は事前調書をもとに実地指導を行います。

### ○令和元年度実施の実地指導における注意事項

今年度実施した実地指導では、次の注意事項がありましたので、実地指導の対象とならなかった事業所においても、業務の見直しの参考にしてください。

#### 【認知症対応型共同生活介護事業所】

- ・運営推進会議の構成員に利用者家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者などを含めるよう努めてください。
- ・運営推進会議の報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、記録を公表してください。
- ・各種マニュアルは随時見直しし、職員全体で共有を図るため、広く閲覧できるようにしてください。
- ・出退勤は時間までを記録し、常勤換算に照らし管理してください。
- ・職員の勤続年数や資格の有無を要件とする加算がある場合、該当項目を職員管理簿などで一括して管理してください。また、職員異動に際し、当該加算要件の適否を定期的を確認してください。
- ・ケアプランの内容をサービス提供に繋げるため、日頃職員がケアプランを確認できる体制づくりに努めてください。

県における実地指導の指導事項については、添付資料で確認してください。

※資料 実地指導等における主な指導事項

## 3 ケアプラン点検について

令和2年1月16日付で依頼しましたケアプラン点検について、点検が終了し次第、結果を発送しています。内容を確認の上、サービスの質の向上及び利用者の自立支援について、プラン内容の見直し等対応くださいますようお願いいたします。

### ○令和元年度実施ケアプラン点検項目

- ・通所介護の個別機能訓練・リハ加算
- ・通所介護の認知症向上加算
- ・通所介護の口腔機能向上加算

- ・訪問介護の身体介護を1回2時間以上利用の必要性
- ・要介護1で認知症軽度の方の身体介護サービス利用の必要性
- ・訪問介護の身体介護と生活援助を1回2時間以上利用している必要性

#### ○訪問介護の請求についての留意事項

- ・訪問介護の所要時間は実際に行われた訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画において位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間により算定を行ってください。
- ・通院介助に関する算定については、別添資料を確認し適正に算定くださるようお願いいたします。

県の実地指導においても、通所介護の個別機能訓練加算の記録について指摘がありましたので、関係事業所がある場合、見直しを図ってください。

※資料 藤崎町通院介助に関する説明資料  
実地指導等における主な指導事項（再掲）

## 4 介護サービスの提供における不適正事例等について

今年度の行政処分について、県の集団指導資料で事例紹介がありました。

各事業所におかれましても、別添資料をご参考のうえ、適正なサービス提供及び介護給付費の請求を行ってください。

また、請求している加算についても、要件を満たしているか定期的に点検してくださいますようお願いいたします。

過誤請求について、大量もしくは長い年数が経過したケースが散見されます。特に、年数が経過したケースは支給後の高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等がある場合、再計算となり大きな影響を及ぼします。利用者からの返還が生じる際は、事業所に返還手続きを協力いただくこととなりますので、点検確認の上、請求くださるようお願いいたします。

※資料 介護サービスの提供における不適正事例について

## 5 入退院調整ルールの修正点について

弘前保健所所管の入退院調整ルールの手引きで次の箇所が改訂されました。

- ・連携に関わる診療報酬・介護報酬（10 ページ）
- ・各種機関一覧表（13～20 ページ）

手引きをご確認の上、入退院の調整にご活用くださるようお願いいたします。  
改訂後の手引きは、弘前保健所のホームページに掲載予定です。

## 6 ケアマネジメントの基本方針等について

居宅介護支援事業者の指定権限が平成30年度より県から市町村に移譲されたことを踏まえ、ケアマネジメントの基本方針について、情報共有を図ります。

また、国の制度改正に伴い、町では平成29年1月から新しい総合事業として、次の事業を実施していますので、高齢者の自立支援・介護予防や社会参加の促進及び地域における支え合いの体制づくりのため、事業周知・利用促進に務めてくださるようお願いいたします。

### ○介護予防・生活支援サービス事業

対象者：要支援認定を受けた方、基本チェックリスト該当者

	サービス種別	内 容
訪問型 サービス	訪問介護	従来の訪問介護に相当
	訪問型サービスB	住民主体サービス(ボランティアヘルパー) ※試行中
通所型 サービス	通所介護	従来に通所介護に相当
	通所型サービスB	住民主体サービス(脳トレ教室)
	通所型サービスC	短期集中予防サービス(筋力あっぷ教室)

### ○一般介護予防事業

対象者：第1号被保険者すべての方

	サービス種別
介護予防把握事業	げんき教室
	らく楽教室
地域リハビリテーション活動支援事業	にこにこわいわい教室
地域介護予防活動	脳トレ咲楽ん坊(さくらんぼう)
	各地域サロン

※資料 藤崎町におけるケアマネジメントに関する基本方針

## 7 高齢者虐待防止について

### ○虐待事案について(令和元年度)

町虐待等防止協議会へ報告した「高齢者虐待」の件数は5件(疑いを含む)です。  
(開催自粛で会議中止のため書面報告)

各ケースでは分離など必要な対応をしたほか、被害者及び養護者（加害者）双方を継続して支援しています。

虐待等が疑われるケースについては、通報義務があります。

## 8 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

本交付金は、介護施設等における防災・減災対策を進めるためのもので、スプリンクラー等整備や老朽化等に伴う大規模修繕、新たな非常用自家発電設備整備や給水設備整備などが対象となっています。

一方、単年度で工事を終了しなければならないことや町予算措置が必要となることなど、工期が短くなる懸念があります。

今後、大規模な設備整備や修繕を予定している場合は、本交付金の対象となる場合もありますので、町通知の発出に限らずご相談くださるようお願いいたします。

なお、対象事業は予告なく変更となる場合がありますのでご了承ください。

## 9 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

過去の台風被害を踏まえ、水防法及び土砂災害防止法の改正では、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化されています。

避難確保計画を作成、変更した場合は、町への提出が必要となります。

今年度は、常盤地区のハザードマップが公表されました。マップを確認し浸水区域に該当している場合は計画を作成し、町に提出してください。

なお、作成した避難確保計画は、職員や利用者、ご家族の方々が日頃より確認できるよう、その概要などを共用スペースなど見やすい場所に掲示してください。

ハザードマップについては、公表済みの藤崎地区も含め、町ホームページで確認できます。（トップ画面→行政情報→防災）

## 10 弘前圏域権利擁護支援センターについて

弘前圏域の8市町村（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）で設置する「弘前圏域権利擁護支援センター」が、4月よりヒロロ3階 ヒロロスクエア内に開設されます。認知症・知的障がい・精神障がいなどがあり、日常生活を送る上で不安がある方に、相談支援を行います。

※資料 弘前圏域権利擁護支援センターチラシ

## 【参考資料】 昨年度から大きな変更がないため、要点をまとめた事項

### 1 1 外部評価の隔年実施について

認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型生活介護事業所は、原則として、年に1回は外部評価を受けなければなりません。

ただし、青森県地域密着型サービス外部評価実施要領に基づく要件を満たす事業所は、実施回数を2年に1回とすることができます。

令和元年度は、全事業所が外部評価隔年実施の適用となっていましたので、令和2年度は全事業所において外部評価を受けてください。

また、外部評価結果等は町へ提出するようお願いします。

### 1 2 事故発生時の報告について

県の「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」及び町の「地域密着型サービス事業者における事故発生時の報告取扱要領」に基づき、下記の事案が発生した場合には速やかに関係機関への報告をお願いします。

- (1) サービス提供による利用者のけが又は死亡事故その他重大な人身事故の発生
- (2) 食中毒及び感染症、結核の発生
- (3) 職員（従業者）の法令違反、不祥事等の発生
- (4) その他報告が必要と認められる事故の発生

### 1 3 住所地特例について

住所地特例対象施設へ入所した方については、引き続き前住所地の市町村が保険者となります。このことにご留意のうえ、利用者及びご家族に対し、適切な助言をしていただきますようお願いします。

## 1 4 地域密着型サービスの利用と認知症対応型共同生活介護施設への入居について

地域密着型介護サービスは住み慣れた場所で、その人らしい生活を継続するために提供されるサービスで、当町に住所があり、生活の本拠がある方のみ利用できるサービスです。サービス利用のための住所変更は認めておりませんので、居宅介護支援事業所においては適切な助言、地域密着型サービス事業所においては適正な利用者の受入れをお願いします。

なお、認知症対応型共同生活介護施設への入居予定者については、引き続き「認知症対応型共同生活介護入居予定事前連絡票」において報告をお願いします。

## 1 5 短期入所生活介護サービスの長期利用について

短期入所生活介護サービスは、あらかじめ期間を定めて利用するものであり、認定有効期間の半数を超えないことが目安とされ、介護報酬では30日を連続算定日数の上限としています。（連続30日を超えた利用分は全額利用者負担となります。）

何らかの理由があり、30日以上長期利用が見込まれる場合又は、利用実績が認定期間の半数を超える場合は「短期入所サービス長期利用理由書」を提出してくださるようお願いします。

現在、入所中の方につきましても、提出をお願いします。

## 1 6 高齢者虐待防止（身体拘束）について

高齢者虐待については、事業所全体での対策意識を常に持ち、サービス提供を行ってくださるようお願いします。

また、身体拘束は、本人の行動を制限するものとなり原則禁止ですが、緊急やむを得ない場合により実施する場合は、その切迫性、非代替性、一時性を十分考慮し、必要な手続きを経て実施してください。

必要な手続きには、以下の項目があげられます。

- ① 身体拘束の内容、目的、時間、期間などを本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めること
- ② 実施時の態様、時間、入所者の心身の状態、緊急やむを得ない理由等を記録すること
- ③ 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回開催し、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底すること



- ④ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ⑤ 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年に2回以上）実施すること

## 1 7 介護支援専門員の資格について

介護支援専門員証の有効期間は5年間となっており、有効期間が満了した場合は介護支援専門員としての仕事に就くことができません。仮に、有効期間が満了した状態で業務を行った場合は介護支援専門員の登録が削除される場合があり、事業所としても人員基準違反で介護報酬の返還が発生する場合があります。

県の資料によると、これまで行っていた満了日のお知らせは今後行わないとのことですので、更新研修の受講漏れがないよう、十分ご注意ください。

また、令和3年4月1日からは、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければなりませんので、そちらもご注意ください。